

会議録・令和2年6月18日第2回定例会（第3日目）

1. 招集の年月日 令和2年6月5日
2. 招集の場所 明和町議会議場
3. 開 会 6月18日 午前9時00分 議長宣告
4. 応招議員 14名
 - 1番 高橋 浩司
 - 2番 伊豆 千夜子
 - 3番 山内 理
 - 5番 阪井 勇男
 - 6番 奥山 幸洋
 - 7番 田邊 ひとみ
 - 8番 松本 忍
 - 9番 綿民 和子
 - 10番 樋口 文隆
 - 11番 下井 清史
 - 12番 乾 健郎
 - 13番 江 京子
 - 14番 中井 啓悟
 - 15番 北岡 泰
5. 不応招議員
なし
6. 出席議員
14名
7. 欠席議員
なし
8. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田中 一夫
議会書記 肥留間 晴美 中瀬 弘雅
9. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 世古口 哲哉 副町長 下村 由美子
教育長 下村 良次 総務防災課長 松本 章
まちづくり戦略課長 朝倉 正浩 税務課長 山口 隆弘
生活環境課長 西尾 仁志 住民ほけん課長 吉川 伸幸

- 日程第12 報告第8号 令和元年度農村地域防災減災事業（排水機場機能
診断業務委託）繰越明許費計算書
- 日程第13 報告第9号 令和元年度水産物供給基盤機能保全事業繰越明許
費計算書
- 日程第14 報告第10号 令和元年度上御糸・下御糸小学校体育館天井改修
事業繰越明許費計算書
- 日程第15 報告第11号 令和元年度明和中学校旧校舎解体及びグラウンド
整備事業繰越明許費計算書
- 日程第16 報告第12号 令和元年度総合グラウンド整備事業繰越明許費計
算書

(午前 9時 00分)

◎開会の宣告

○議長（北岡 泰） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回明和町議会定例会第3日目の会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしく願いをいたします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（北岡 泰） 日程第1 「会議録署名議員の指名」につきましては、会議規則第126条の規定により、議長から指名をいたします。

14番 中 井 啓 悟 議員

1 番 高 橋 浩 司 議員

の両名を指名いたします。

◎常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（北岡 泰） 日程第2 「常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を

議題といたします。

本件について、報告を求めます。

まず、総務産業常任委員会、伊豆委員長、登壇願います。

(総務産業常任委員会委員長 伊豆千夜子 登壇)

○総務産業委員会委員長(伊豆千夜子) 明和町議会議長 北岡 泰様

総務産業常任委員会委員長 伊豆千夜子

所管事務調査報告書

令和2年第1回定例会において、閉会中の継続調査となりました下記調査事件について、会議規則第77条の規定により、調査結果を次のとおり報告します。

1. 調査事件

町単事業について

2. 委員会開催日

令和2年5月21日

3. 委員会出席者

委員7名、副議長、町長、副町長、教育長、関係の課長、係長

4. 調査の概要

5月21日に開催された委員会では、コロナウイルスの関係で現地調査は行いませんでした。

産業振興からは、土地改良補助事業6カ所(案)について、それぞれ概要説明がありました。

令和2年度分の採択箇所(案)は、産業振興課が土地改良区の要望の中から緊急性など考慮し、作成しました。

産業振興課の土地改良補助事業は6カ所の要望があり、このうち採択箇所(案)は、4カ所を予定しています。全体採択数率は67%です。

5月21日の委員会では、委員から、①揚水機の換気対策は、②要望と工事の時期はとの質疑があり、これに対して、①ファンの設置、②12月に要望、冬期に工事予定との答弁がありました。

5. 調査の結果

産業振興課所管事業、土地改良補助事業4カ所の採択案をそれぞれ全員賛成で認めることに決定しました。

なお、建設課は昨年度からの継続箇所のみですが、改めて説明を受け承諾しました。

以上、総務産業常任委員会の調査報告とさせていただきます。

○議長（北岡 泰） 伊豆委員長の報告が終わりました。

補足説明をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 補足説明をされる方がないので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

以上で日程第2 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を終わります。

◎日程第3 承認第1号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第3 承認第1号 専決処分した事件の承認について 明和町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） おはようございます。

ただいま上程されました承認第1号 専決処分した事件の承認について 明

和町税条例等の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、本条例の一部改正を専決処分させていただいたものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。
税務課長。

○税務課長（山口 隆弘） 失礼いたします。

承認第1号 明和町税条例等の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

定例会資料の3-1-1を御覧ください。

先ほどの提案理由の説明のとおり、令和2年3月31日に、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、令和2年4月1日に施行されたことに伴い、当該条例等の一部を改正するもので、令和2年3月31日に専決処分をさせていただいたものでございます。

資料につきましては、3-1-1から42までとなりますが、新旧対照表で一つ一つ説明いたしますと長くなりますので、3-1-1から3までの概要により説明をさせていただきます。

それでは、2の概要の町民税から順次説明させていただきます。

(1) ですが、全ての一人親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と男性の一人親と女性の一人親の間の不公平を同時に解消するため、令和3年度以後の町民税の非課措置について、一人親を対象に加えることとし、併せて、寡婦（寡夫）控除を見直すことといたしました。これにつきましては、第1条の規定による第24条の関係となります。

(2) ですが、(1)と同様に、令和3年度以後の町民税の所得控除について、一人親を加えることといたしました。これにつきましては、第1条の規定

による第34条の2の関係になります。

(3) ですが、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について、その適用期限を3年延長するものです。これにつきましては、第1条の規定による附則第8条の関係になります。

(4) ですが、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に関する課税の特例について、その適用期限を3年間に延長するものでございます。これにつきましては、第1条の規定による附則第17条の2の関係になります。

(5) ですが、第1条の規定による第36条の2等については、町民税に関する条文の条ずれや平成から令和への改元に伴う所要の条文整理でございます。

続きまして、固定資産税に関する改正でございます。

(1) といたしまして、所有者不明土地について、公簿上の調査などを行ってもなお所有者が特定できない場合には、事前に使用者に通知をした上で、その使用者を所有者とみなして、固定資産税を賦課することができるものとするものでございます。これにつきましては、第1条の規定による第54条の関係になります。

(2) ですが、固定資産税の所有者が死亡した場合に相続登記がされるまでの間、相続人等の現所有者に氏名、住所等の必要な事項を申告させることができるものとするものでございます。これにつきましては、第1条の規定による第74条の3、第75条の関係になります。

(3) といたしまして、特定水力発電及び浸水被害軽減地区内の土地の固定資産税について、わがまち特例制度による軽減措置を講ずるものでございます。これにつきましては、第1条の規定による附則第10条の2の関係になります。

(4) といたしまして、第1条の規定による第61条等については、固定資産税に関する条文の条ずれや平成から令和への改元に伴う所要の条文整理でございます。

続きまして、軽自動車税につきましては、第1条の規定による附則第15条の

2等について、平成から令和への改元に伴う所要の条文整理でございます。

続きまして、町たばこ税でございます。

(1) ですが、令和3年10月1日までに、軽量の葉巻たばこの紙巻きたばこへ本数換算について、段階的に葉巻たばこ1本をもって紙巻きたばこ1本に換算するものでございます。これにつきましては、第1条の規定による第94条、第2条の規定による第94条で段階的に改正をすることといたしております。

(2) といたしまして、第1条の規定による第96条等については、町たばこ税に関する条文の条ずれに伴う所要の条文整理でございます。

第3条については、昨年改正を行いました平成31年明和町条例第7号の明和町税条例等の一部を改正する条例について、平成から令和への改元等に伴う所要の条文整理でございます。

附則第8条から第11条につきましても、平成から令和への改元に伴う所要の条文整理でございます。

施行期日につきましては、所要の経過措置を設け、一部を除き、令和2年4月1日から施行いたします。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりました。

この件は承認事項であります。特に質疑される方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで承認第1号の質疑を終わります。

これから、承認第1号 専決処分した事件の承認について 明和町税等の一部を改正する条例の採決を行います。

承認第1号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

◎日程第4 承認第2号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第4 承認第2号 専決処分した事件の承認について

明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました承認第2号 専決処分した事件の承認について 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方税法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴い、本条例の一部改正を専決処分させていただいたものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（山口 隆弘） 失礼いたします。

承認第2号 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

定例会資料の3-1-43を御覧ください。

先ほどの提案理由で説明がありましたように、令和2年3月31日に、地方税法施行令の一部を改正する政令等が公布され、令和2年4月1日に施行された

ことに伴い、当該条例の一部を改正するもので、令和2年3月31日に専決処分をさせていただいたものでございます。

資料は、3-1-43が概要で、44から46が新旧対照表となっております。この条例につきましても、3-1-43の概要で説明させていただきたいと思えます。

(1) ですが、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を61万円から63万円に引き上げ、介護納付金に係る課税限度額を16万円から17万円に引き上げるものでございます。

(2) といたしまして、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定の基準額を28万円から28万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定の基準額を51万円から52万円に引き上げるものでございます。

(3) ですが、附則第4項及び第5項は、所要の条文整理を行うものでございます。

この条例の施行期日は、附則第4項、5項を除き、令和2年4月1日から施行し、改正後の明和町国民健康保険税条例の規定は令和2年度以降の年度分の国民健康保険税に適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとします。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりました。

この件は承認事項であります。特に質疑される方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで承認第2号の質疑を終わります。

これから、承認第2号 専決処分した事件の承認について 明和町国民健康

保険税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

承認第2号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、承認第2号は、原案のとおり承認されました。

◎日程第5 承認第3号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第5 承認第3号 専決処分した事件の承認について

明和町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました承認第3号 専決処分した事件の承認について 明和町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、介護保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部改正を専決処分させていただいたものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 承認第3号 専決処分した事件の承認について 明和町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

介護保険法施行令等の一部を改正する政令が令和2年3月30日に交付され、公布の日から施行されることに伴い、令和2年3月31日付で、専決にて明和町介護保険条例の一部を改正させていただいたものでございます。

このたびの改正は、世帯全員が非課税の方について設定されています介護保険第1号被保険者の保険料の第1段階から第3段階につきまして、さらに軽減の強化を図るとというのが趣旨になります。

議会資料6-3-1の新旧対照表を御覧ください。

第2項第1項中、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項で第1項第1号に該当する第1段階の方の保険料を「23,907円」と改め、第3項、第4項で「平成31年度」を「令和2年度」に改め、第2項で言う軽減後の額「23,907円」を「39,846円」、「55,784円」に改めるという条文となっております。

施行は公布の日からでございます。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりました。

この件は承認事項であります。特に質疑される方がありましたら、お受けしたいと思っております。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで承認第3号の質疑を終わります。

これから、承認第3号 専決処分した事件の承認について 明和町介護保険条例の一部を改正する条例の採決を行います。

承認第3号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、承認第3号は、原案のとおり承認されました。

◎日程第6 承認第4号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第6 承認第4号 専決処分した事件の承認について
令和2年度明和町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました承認第4号 専決処分した
事件の承認について 令和2年度明和町一般会計補正予算（第1号）につきま
して、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、新型コロナウイルス感染症対策として、感染症防止の資材等を急遽
購入するため、総額400万円を4月3日付で専決処分させていただいたもので
ございます。

詳細につきましては、各担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の
上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。
まず、歳出29ページからお願いいたします。

健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 私から、歳出につきましてご説明を申し上げ
ます。

29ページ、30ページをお願いいたします。

4款・衛生費、1項・保健衛生費、1目・保健衛生総務費、10節・需用費で
390万円と11節・役務費で10万円を計上しております。これは、新型コロナウ
イルス感染症対策として、マスクや消毒剤、ビニールシートなどの感染症予防

対策に係る消耗品の購入やマスクなどの郵送に係るものでございます。早急な対応が必要であったことから、4月3日付の専決にて予算執行させていただいたものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 歳出の説明が終わりました。続きまして、歳入、27ページをお願いいたします。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 27ページから歳入につきましてご説明申し上げます。

歳入の20款・繰越金、1項・繰越金、1目の繰越金の1節・繰越金400万円につきましては、ただいまの歳出の財源に充てる前年度繰越金でございます。

○議長（北岡 泰） この件は承認事項ではありますが、特に質疑される方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで承認第4号の質疑を終わります。

これから、承認第4号 専決処分した事件の承認について 令和2年度明和町一般会計補正予算（第1号）の採決を行います。

承認第4号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、承認第4号は、原案のとおり承認されました。

◎日程第7 承認第5号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第7 承認第5号 専決処分した事件の承認について
令和2年度明和町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました承認第5号 専決処分した
事件の承認について 令和2年度明和町一般会計補正予算（第2号）につつま
して、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、国の特別定額給付金の支給に関する経費、総額23億3,642万6,000円、
子育て世代への臨時特別給付金の支給に関する費用の3,683万6,000円、合わせ
て23億7,326万2,000円を5月11日付で専決処分させていただいたものでござい
ます。

詳細につきましては、各担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の
上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。
まず、議案書の歳出42ページからお願いします。
まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） それでは、歳出からご説明させていただ
きます。

議案書の42ページからを御覧ください。

歳出の2款・総務費、1項・総務管理費、15目・特別定額給付金費で23億
3,642万6,000円を計上しております。

右ページを御覧ください

内訳といたしまして、1節・報酬は540万円で、会計年度任用職員の報酬で
ございます。

3節・職員手当等は500万円で、職員の時間外勤務手当でございます。

4 節・共済費は82万6,000円で、会計年度任用職員の社会保険料でございます。

8 節・旅費は20万円で、会計年度任用職員の費用弁償でございます。

10 節・需用費は240万円で、事務等の消耗品で120万円、封筒などの印刷製本費で120万円でございます。

11 節・役務費は660万円で、申請書等の郵送料500万円と振込手数料160万円です。

12 節・委託料は400万円で、システムなどの電算委託料です。

13 節・使用料及び賃借料は200万円で、コピー機などの事務機器借上料です。

18 節・負担金補助及び交付金は23億1,000万円で、2万3,100人分の特別定額給付金の給付費となっております。

○議長（北岡 泰） 続きまして、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 3 款・民生費、2 項・児童福祉費、1 目・児童福祉総務費に3,683万6,000円の追加補正をお願いしております。こちらは、国において新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、臨時的に給付するとされた子育て世帯への臨時特別給付金に係るものでございます。

内訳でございます。

1 節・報酬に129万2,000円を計上しております。これは、子育て世帯への臨時特別給付金の事務処理に係る会計年度任用職員の報酬でございます。

3 節・職員手当等に60万円を計上しております。これは臨時特別給付金の事務処理に係る職員の時間外手当でございます。

4 節・共済費に22万8,000円を計上しております。これは、先ほどの会計年度任用職員に係る社会保険料でございます。

8 節・旅費に5万1,000円を計上しております。これは、会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償でございます。

10 節・需用費に22万3,000円を計上しております。これは、事務に係る消耗

品10万円と封筒などの印刷製本費12万3,000円でございます。

11節・役務費に44万2,000円を計上しております。これは、通知などに係る郵送料20万円と給付金の振込手数料でございます。24万2,000円でございます。

12節・委託料に100万円を計上しております。特別給付金に係る電算委託料でございます。

18節・負担金補助金及び交付金に3,300万円を計上しております。これは、子育て世帯への臨時特別給付金でございます。

○議長（北岡 泰） 歳出の説明が終わりましたので、続きまして、歳入、40ページをお願いいたします。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 40ページからを御覧ください。

歳入の15款・国庫支出金、2項・国庫補助金、1目・総務費国庫補助金、1節・総務費国庫補助金は、23億3,642万6,000円で、内訳として、特別定額給付金給付事業補助として23億1,000万円、特別定額給付金給付の事務補助として2,642万6,000円であり、補助率100%となっております。

○議長（北岡 泰） 続きまして、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 2目・民生費国庫補助金、1節・民生費国庫補助金に3,683万6,000円を計上しております。歳出で説明いたしました子育て世帯への臨時特別給付金に係る給付事業費3,300万円と給付事務費383万6,000円に対する国の補助金でございます。補助率は100%でございます。

○議長（北岡 泰） この件は承認事項であります。特に質疑される方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで承認第5号の質疑を終わります。

これから、承認第5号 専決処分した事件の承認について 令和2年度明和

町一般会計補正予算（第2号）の採決を行います。

承認第5号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、承認第5号は、原案のとおり承認されました。

◎日程第8 報告第4号の報告

○議長（北岡 泰） 日程第8 報告第4号 令和元年度一般廃棄物処理事業

（基本計画（廃棄物）改定業務委託）繰越明許費計算書を議題といたします。

報告を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 議案書46ページの報告第4号 令和元年度一般

廃棄物処理事業（基本計画（廃棄物）改定業務委託）繰越明許費計算書について報告をいたします。

これは、令和元年度に改定業務を実施しておりました基本計画の廃棄物に係る委託業務で、同時に進行しておりました令和元年度一般廃棄物処理事業（基本計画（生活排水）の改定業務委託と足並みをそろえる必要があるために、3月議会で繰越明許をお認めいただいた件でございます。

詳細につきましては、次の47ページの歳入歳出事項別明細書を御覧ください。

歳出からご説明をいたします。

4款・衛生費、1項・保健衛生費、2目・環境衛生費で、12節・委託料で237万5,000円の繰越しをさせていただきました。

上の歳入につきましては、20款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金、1

節・繰越金で、237万5,000円の同額でございます。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 報告が終わりました。

この件は報告事項でありますので、これで報告第4号を終わります。

◎日程第9 報告第5号

○議長（北岡 泰） 日程第9 報告第5号 令和元年度一般廃棄物処理事業（基本計画（生活排水）改定業務委託）繰越明許費計算書を議題といたします。報告を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） それでは、報告第5号 令和元年度一般廃棄物処理事業（基本計画（生活排水）改定業務委託）繰越明許費計算書についてご報告をいたします。

本業務は、昨年度実施いたしました下水道計画の見直し検討結果を反映して策定する必要があるため、本業務の工期を延長するもので、3月議会で繰越しをお認めいただいた件でございます。

詳細につきましては、歳入歳出事項別明細書を御覧ください。

歳出からご説明いたします。

4款・衛生費、1項・保健衛生費、7目・下水処理費、12節・委託料の130万円全額を繰越しさせていただきました。

歳入は、20款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金、1節・繰越金で、同額の130万円でございます。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 報告が終わりました。

この件は報告事項でありますので、これで報告第5号を終わります。

◎日程第10 報告第6号の報告

○議長（北岡 泰） 日程第10 報告第6号 令和元年度農村地域防災減災事業（斎宮調整池ハザードマップ作成業務委託）繰越明許費計算書を議題といたします。

報告を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） それでは、報告第6号 令和元年度農村地域防災減災事業（斎宮調整池ハザードマップ作成業務委託）繰越明許費計算書についてご報告させていただきます。

当業務は、令和2年度の事業実施を予定しておりましたが、国・県からの早期実施要望を受け、昨年12月に補正をお願いさせていただいたところでございます。

1月末に補助金交付決定を受け、昨日末に契約をさせていただいたところで、工期に3カ月、4カ月要するために繰越明許をお願いさせていただいたものでございます。

それでは、詳細にご説明させていただきます。

51ページ、歳入歳出事項別明細書を御覧いただきたいと思っております。

まず、歳出でございます。

6款・農林水産業費、1項・農業費、5目・農地費、12節・委託料で231万円全額を繰越しさせていただいております。

歳入といたしましては、16款・県支出金、2項・県補助金、4目・農林水産業費補助金、1節・農業費補助金231万円でございます。

○議長（北岡 泰） 報告が終わりました。

この件は報告事項でありますので、これで報告第6号を終わります。

◎日程第11 報告第7号の報告

○議長（北岡 泰） 日程第11 報告第7号 令和元年度緊急自然災害防止対策事業（農業水利施設）繰越明許費計算書を議題といたします。

報告を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

52ページのほうをご参照していただきたいと思います。

報告第7号 令和元年度緊急自然災害防止対策事業（農業水利施設）繰越明許費計算書についてご説明をさせていただきます。

この緊急自然災害防止対策事業は、明星幹線排水路近鉄横断部の上流部の改修工事で、令和元年9月に発注し、仮設ヤードの設置、工所用進入路の整備等行いましたが、近鉄横断部との施設細部との工事のため休止をさせていただいておりました、本年3月より工事再開をさせていただき、6月末の工期とさせていただきますたく繰越しをさせていただいた案件でございます。

それでは、詳細についてご説明させていただきます。

53ページ、歳入歳出事項別明細書を御覧いただきたいと思います。

歳出といたしまして、6款・農林水産業費、1項・農業費、5目・農地費、14節・工事請負費で、3,600万円のうち2,520万円を繰越しさせていただきました。

歳入といたしまして、22款・町債、1項・町債、2目・農林水産業費、1節・農業費施設債で、2,520万円でございます。

○議長（北岡 泰） 報告が終わりました。

この件は報告事項でありますので、これで報告第7号を終わります。

◎日程第12 報告第8号の報告

○議長（北岡 泰） 日程第12 報告第8号 令和元年度農村地域防災減災事業（排水機場機能診断業務委託）繰越明許費計算書を議題といたします。

報告を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 続きまして、報告第8号 令和元年度農村地域防災減災事業（排水機場機能診断業務委託）繰越明許費計算書についてご報告させていただきます。

この排水機場機能診断業務委託は、整備後10年を経過した4つの排水機場の機能診断及び機能保全計画策定費で、令和2年度事業を前倒しによって行ったもので、3月議会において補正をお認めいただき、予算を繰り越させていただきました。

それでは、詳細についてご説明させていただきます。

55ページ、歳入歳出事項別明細書を御覧いただきたいと思います。

歳出といたしまして、6款・農林水産業費、1項・農業費、5目・農地費の12節・委託費で、1,600万円全額を繰り越させていただいております。

歳入といたしましては、16款・県支出金、2項・県補助金、4目・農林水産業費補助金、1節・農業費補助金で1,600万円でございます。

○議長（北岡 泰） 報告が終わりました。

この件は報告事項でありますので、これで報告第8号を終わります。

◎日程第13 報告第9号の報告

○議長（北岡 泰） 日程第13 報告第9号 令和元年度水産物供給基盤機能保全事業繰越明許費計算書を議題といたします。

報告を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

報告第9号 令和元年度水産物供給基盤機能保全事業繰越明許費計算書についてご報告いたします。

この水産物供給基盤機能保全事業は、大淀漁港の航路しゅんせつ、泊地のしゅんせつの工事を実施させていただきとると、伊勢市側の南防波堤工事をさせていただいております。ノリ養殖等の漁業の活動へ影響を考慮し、年度内の工事着手を見合わせたことから、予算の繰越しをお願いさせていただいたものでございます。

なお、大淀漁港の航路しゅんせつにつきましては、令和2年3月6日に工事契約を締結させていただきました。また、南防波堤の事業主体伊勢市につきましても、2月21日に請負契約を締結させていただいております。

それでは、詳細についてご説明をさせていただきます。

57ページ、歳入歳出事項別明細書を御覧いただきたいと思います。

歳出といたしまして、6款・農林水産業費、2項・水産業費、2目・漁港費、14節・工事請負費で、5,330万1,000円のうち4,659万1,000円を、18節・工事費負担金及び交付金で2,350万円全額を繰越しさせていただいております。

歳入といたしまして、16款・県支出金4,664万6,000円、20款・繰越金264万5,000円、町債2,080万円でございます。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 報告が終わりました。

この件は報告事項でありますので、これで報告第9号を終わります。

◎日程第14 報告第10号の報告

○議長（北岡 泰） 日程第14 報告第10号 令和元年度上御糸・下御糸小学校
体育館天井改修事業繰越明許費計算書を議題といたします。

報告を求めます。

教育課長。

○教育課長（菅野 亮） それでは、報告第10号 令和元年度上御糸・下御糸小
学校体育館天井改修事業繰越明許費計算書についてご報告いたします。

当該事業については、両校体育館の天井撤去と照明のLED化を行うもので、
工事の設計業務委託完成後の工事発注スケジュール調整において、小学校の卒
業式に間に合わない等の事態になるため、次年度に繰越明許させていただいた
件でございます。

それでは、詳細についてご説明いたします。

59ページの歳入歳出事項別明細書を御覧ください。

まず、歳出といたしまして、10款・教育費、2項・小学校費、1目・学校管
理費の12節・委託料、452万7,000円のうち支出済額249万4,800円で、残額203
万2,000円を繰越しいたしました。

14節・工事請負費5,433万7,000円につきましては、契約が完了していません
でしたので、全額を繰り越しております。

歳入といたしましては、15款・国庫支出金、2項・国庫補助金、5目・教育
費国庫補助金、2節・義務教育国庫補助金で1,981万5,000円、20款1項1目1
節の繰越金で5万4,000円、22款・町債、1項・町債、4目・教育債、3節・

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債で3,650万円、合計で5,636万9,000円を繰越しいたしました。

○議長（北岡 泰） 報告が終わりました。

この件は報告事項でありますので、これで報告第10号を終わります。

◎日程第15 報告第11号の報告

○議長（北岡 泰） 日程第15 報告第11号 令和元年度明和中学校旧校舎解体及びグラウンド整備事業繰越明許費計算書を議題といたします。

報告を求めます。

教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 報告第11号 令和元年度明和中学校旧校舎解体及びグラウンド整備事業繰越明許費計算書についてご報告いたします。

当該事業は、中学校校舎建設工事完了後の旧校舎の解体とその後のグラウンド整備工事で、当初は令和2年度で実施予定でしたが、早期に工事を進めるよう令和元年度の国庫補助採択を受け、本年1月に補正予算をお認めいただき、3月に請負契約を締結し、予算の繰越しをさせていただいた件でございます。

それでは、詳細についてご説明いたします。

61ページの歳入歳出事項別明細書を御覧ください。

まず、歳出といたしまして、10款・教育費、3項・中学校費、1目・学校管理費の12節・委託料500万円、14節・工事請負費3億3,000万円につきまして、全額を繰越しいたしました。

歳入といたしましては、15款・国庫支出金、2項・国庫補助金、5目・教育費国庫補助金、2節・義務教育国庫補助金で7,988万6,000円。

20款1項1目1節の繰越金で2,621万4,000円。

22款1項・町債、4目・教育債のうち、1節・学校教育施設等整備事業債で1億1,180万円、3節・防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債で1億1,710万円、合計で3億3,500万円を繰越いたしました。

○議長（北岡 泰） 報告が終わりました。

この件は報告事項でありますので、これで報告第11号を終わります。

◎日程第16 報告第12号の報告

○議長（北岡 泰） 日程第16 報告第12号 令和元年度総合グラウンド整備事業繰越明許費計算書を議題といたします。

報告を求めます。

教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 報告第12号 令和元年度総合グラウンド整備事業繰越明許費計算書についてご報告いたします。

総合グラウンドの改修工事終了後、一時停電をしましたキュービクルを復電しましたところ、状況が悪く、今後の国体関連における試合や社会体育での使用への影響を考慮して、キュービクルの取替え工事が必要となりました。国体準備スケジュールとの関係から次年度早々に工事を行うため、繰越明許した件でございます。

それでは、詳細についてご説明いたします。

63ページ、歳入歳出事項別明細書を御覧ください。

まず、歳出といたしまして、10款・教育費、6項・保健体育費、1目・保健体育総務費の14節・工事請負費2億1,300万円のうち、支出済額1億9,892万6,840円で1,407万3,160円の残額となっており、このうち、キュービクルの改修工事分1,300万円分を繰越いたしました。

歳入といたしましては、20款1項1節・繰越金130万円、22款の町債、1項・町債、4目・教育債、2節・社会教育施設等整備事業債で1,170万円、合計で1,300万円を繰越いたしました。

○議長（北岡 泰） 報告が終わりました。

この件は報告事項でありますので、これで報告第12号を終わります。

◎日程第17 報告第13号の報告

○議長（北岡 泰） 日程第17 報告第13号 令和元年度歴史的風致維持向上計画推進事業繰越明許費計算書を議題といたします。

報告を求めます。

齋宮跡・文化観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（松井 友吾） 報告第13号 令和元年度歴史的風致維持向上計画推進事業繰越明許費計算書を報告いたします。

総額で1億2,005万2,000円のうち、翌年度に3,800万円を繰り越した件でございます。

65ページをお願いいたします。

歳入の1,559万7,000円は社会資本整備計画交付金でございます。

下の520万3,000円は、一般財源からの繰越しです。

次の1,720万円は、社会資本整備総合交付金事業債で、合計3,800万円でございます。

歳出でございます。

委託料20万円は測量設計業務委託で、工事請負費の3,333万5,000円は、神宮橋橋梁上部工事、幹線排水路整備工事、景観形成カラー舗装工事分でございます。

土地購入費の237万4,000円は、史跡公園南浦広場整備に係る土地購入費と牛場排水路、幹線排水路整備に係る土地購入費でございます。

建物補償費の209万1,000円は、史跡公園内南浦広場に係る建物補償分で、合計3,800万円でございます。

以上です。

○議長（北岡 泰） 報告が終わりました。

この件は報告事項でありますので、これで報告第13号を終わります。

◎日程第18 報告第14号の報告

○議長（北岡 泰） 日程第18 報告第14号 令和元年度施設建設事業（宮川流域関連公共下水道工事請負費）繰越明許費計算書を議題といたします。

報告を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） 失礼します。

それでは、報告第14号 令和元年度施設建設事業（宮川流域関連公共下水道工事請負費）繰越明許費計算書にご報告をいたします。

宮川流域関連公共下水道事業の工事請負費につきましては、現在、明星地内で実施中の各工事間での調整を図るため、管路施設工事27工区とマンホールポンプ設備設置工事の発注時期を遅らせたことによるものです。

詳細につきましては、歳入歳出事項別明細書を御覧ください。

まず、歳出といたしまして、1款・事業費、1項・公共下水道事業費、2目・施設建設事業費、14節・工事請負費3億5,050万円のうち、1億4,230万円を繰越しさせていただきました。

歳入といたしましては、3款・国庫支出金、1項・国庫補助金、1目・公共

下水道事業費国庫補助金、1節・公共下水道事業国庫補助金6,280万円。

5款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金、1節・繰越金750万円。

7款・町債、1項・町債、1目・公共下水道事業債、1節・公共下水道事業債7,200万円で、歳入合計1億4,230万円でございます。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 報告が終わりました。

この件は報告事項でありますので、これで報告第14号を終わります。

◎日程第19 議案第31号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第19 議案第31号 明和町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第31号 明和町税条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置に伴う地方税法等の一部を改正する法律等の施行により、所要の改正をしようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（山口 隆弘） 議案第31号 明和町税条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

定例会資料の3-1-47を御覧ください。

先ほどの提案理由のとおり、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置に伴う地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布され、原則として同日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

資料は、3-1-47、48が概要で、49、50が新旧対照表となっております。この条例につきましても、3-1-47、48の概要で説明をさせていただきたいと思っております。

当条例の改正については、地方税法等の一部改正に伴う技術的な所要の改正が中心となっておりますが、地方税法等の一部を改正する法律の概要に基づき、説明をさせていただきます。

2、概要の徴収の猶予制度の特例から順次説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月1日以降の収入が大幅に減少した世帯、前年同期比おおむね20%以上の減少ですが、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予を適用できる特例が設けられたものでございます。

これにつきまして、関連する改正につきましては、第1条の規定による附則第24条になります。

個人住民税の(1)につきましては、イベント中止等に伴う払戻し請求権放棄者への寄附金控除の適用です。

新型コロナウイルス感染症に関する自粛要請を受けて中止とされた文化芸術・スポーツイベントについて、入場料等の払戻しを放棄した場合、その放棄した金額を寄附金として控除する規定が創設されたものでございます。

これにつきまして関連する改正につきましては、第2条の規定による附則第25条になります。

(2)につきましては、住宅ローン控除の適用要件の弾力化です。住宅建設の遅延等に入居が遅れた場合でも期限内に入居した場合と同様に住宅ローン控

除が受けられるよう、適用要件を弾力するものでございます。

これにつきまして関連する改正は、第2条の規定による附則第26条になります。

固定資産税の（1）につきましては、中小企業等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置です。

厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を、令和2年2月から10月までの任意の3カ月間の売掛金が前年の同期間と比べて、次ページの表を見ていただきますと、30%以上50%未満減少している場合は2分の1に、50%以上減少している場合についてはゼロとするものでございます。

これにつきまして関連する改正は第1条の規定による附則第10条、第2条の規定による附則第10条になります。

（2）につきましては、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長です。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小企業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加え、適用期間を2年間延長するものでございます。

これにつきまして関連する改正は、第1条の規定による附則第10条、第10条の2、第2条の規定による附則第10条、第10条の2になります。

軽自動車税につきましては、軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の適用期限を令和3年3月31日まで6カ月間延長するものでございます。

これにつきまして関連する改正は、第1条の規定による附則第15条の2になります。

施行期日につきましては、この条例は公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行いたします。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 質疑される方がないので、これで議案第31号の質疑を終わります。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第31号 明和町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

議案第31号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第32号の上程～採決

○議長(北岡 泰) 日程第20 議案第32号 明和町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(下村 由美子) ただいま上程されました議案第32号 明和町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

る法律及び住民基本台帳法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） それでは、議案第32号 明和町手数料条例の一部を改正する条例につきまして詳細説明を申し上げます。

行政のデジタル化を推進するため、住民基本台帳法や行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法でございますが、などが改正されました。これにより、住民票の除票や戸籍の附票の除票の写しの交付が制度的に明確化され、また、個人番号通知カードが廃止されました。このことを受け、明和町手数料条例の一部を改正するものでございます。

改正点は2点でございます。

1点は、制度として明確化されたことにより、手数料の種類として、住民票の除票、戸籍の附票の除票の交付と、住民票除票記載事項証明という項目を新たに明記いたします。

2点目は、通知カードの廃止に伴い、手数料の種類項目から「通知カードの再交付」という文言を削除するものでございます。

議会定例会資料の5-1-1から5-1-2の新旧対照表を御覧ください。

改正前の別表中、17の項、18の項の後に追加する形で、住民票の除票、戸籍の附票の除票の交付を改正後の別表の18の項に位置づけ、住民票除票記載事項証明を改正後の別表の20の項に位置づけます。

また、改正前の別表の20の項にあります「通知カードの再交付」を削除いたします。

これに伴い、各項の数に条ずれが生じますので、これを修正いたします。

施行は公布の日からといたします。

詳細は以上でございます。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第32号の質疑を終わります。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第32号 明和町手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

議案第32号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 多 数 起 立 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立多数です。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第33号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第21 議案第33号 明和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第33号 明和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、新型コロナウイルス感染症対策として、三重県後期高齢者医療保険において傷病手当金が創設されたことに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。
住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） それでは、議案第33号 明和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして詳細説明を申し上げます。

こちらは、三重県後期高齢者医療広域連合が後期高齢者医療保険の新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を創設したことに伴いまして、明和町においてその受付業務ができるよう、明和町後期高齢者医療に関する条例を改正するものでございます。

資料5-2-1の新旧対照表を御覧ください。

この新旧対照表にありますとおり、第2条に規定する町において行う事務としまして、第8号、広域連合条例第7条の「傷病手当の支給に係る申請書の提出の受付」を追加し、第8号を第9号に繰り下げる改正をいたします。

こちらの条例は公布の日から施行することといたします。

説明は以上でございます。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第33号の質疑を終わります。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第33号 明和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

議案第33号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(北岡 泰) ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第34号の上程～採決

○議長(北岡 泰) 日程第22 議案第34号 明和町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(下村 由美子) ただいま上程されました議案第34号 明和町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金を創設するため所要の改正をしようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、

お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） それでは、議案第34号 明和町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

こちらは、新型コロナウイルス感染症対策としまして、国民健康保険の被保険者である被用者が新型コロナウイルス感染症に感染した、あるいは、感染が疑われた場合、その療養のために労務に服することができなかった期間傷病手当金を支給することができるよう、明和町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

資料5-2-2から5-2-3の新旧対照表を御覧ください。

見出しをまず新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当としまして第8条を設け、その第1項に新型コロナウイルス感染症またはその疑いのため働けなくなった期間において3日を経過した日から働く予定をしていた日数について傷病手当金を支給する旨を規定しております。

同条第2項に、支給額について、直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で割った金額の3分の2に相当する額に就労するはずであった日数を掛けた額とする旨を規定しております。

また、ただし書きとしまして、上限額を健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1の3分の2に相当する額としております。

同条第3項に、支給期間の限度を1年6カ月と定めております。

また、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等の調節としまして第9条を設け、給与等の支給額が傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給する旨を規定しております。

この条文の追加に伴いまして2条ずつ条を繰り下げ、目次の条数につきましても修正を行います。

この条例は公布の日から施行し、第8条と第9条の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することといたします。

説明は以上でございます。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第34号の質疑を終わります。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第34号 明和町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

議案第34号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第35号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第23 議案第35号 明和町犯罪被害者等支援条例の制

定を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（世古口 哲哉） ただいま上程されました議案第35号 明和町犯罪被害者等支援条例の制定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、犯罪被害者等基本法の規定に基づき、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 議案第35号 明和町犯罪被害者等支援条例の制定について、詳細説明を申し上げます。

これは、犯罪等により被害を受けた方やその家族及びご遺族の方々は生命を奪われる、家族を失う、障害を負わされるなどの直接的な被害に加え、周囲の偏見や心ない言動による心身の不調や経済的な損失等の2次被害や加害者からの再被害、また、再度被害を受けるかもしれないといった恐怖や不安に苦しめられている状況でございます。

このため、今回、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的とした明和町犯罪被害者支援条例並びに明和町犯罪被害者等支援条例施行規則を制定するものです。

犯罪被害に遭われた方やそのご家族、ご遺族が様々な被害から立ち直り、早期に平穏な生活を営むことができるようにするための取組として、犯罪被害者等支援金を設け、被害に遭われた方やご家族等に寄り添い、温かく支え合う地域社会の実現に向けて、今回の条例制定をお願いするものでございます。

では、議案書78ページの第1条の目的からご説明をいたします。

これは国の犯罪被害者基本法に基づき、本町における犯罪被害者等の支援に関し、基本となります事項を定めることにより、支援のための施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減、早期回復を図り、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

以下、第2条の定義と第3条の基本理念が定められています。

第4条の町の責務は、基本自治体としてその所管する各種医療保険制度や福祉制度等の活用などにより関係機関と連携し、支援を行うものでございます。

第5条の町民等の責務は、社会全体で犯罪被害者等に対する理解を深め、支援の輪を広げ、町が実施する犯罪被害者等支援施策に協力をいただくといったものでございます。

第6条の相談及び情報の提供は、例えば性犯罪や性暴力といった犯罪の被害者になった方が誰にも相談できずにいるような状況を防止し、心身が少しでも早く回復できるよう警察や町の関係機関などと連携し、支援体制の構築をするといったものでございます。

第7条の経済的負担の軽減等は、教育厚生常任委員会資料の4-4-3ページの明和町犯罪被害者等支援条例施行規則の第3条の遺族支援金にのっとり、死亡被害者の遺族に30万円、傷病被害者に10万円、精神疾患被害者に2万5,000円を支給するものです。これは、さきに条例を制定した四日市市や大紀町に合わせたものでございます。

第8条の日常生活の支援は、同条例の施行規則教育厚生常任委員会資料4-4-6ページの第14条に規定の生活支援にのっとり、家事、育児、各介護等に関することの支援を行うものでございます。

第9条の広報及び啓発、第10条の民間支援団体への支援は、犯罪被害者等支援についての理解を住民や民間支援団体等への理解促進を深めるため、広報・啓発活動を行い、情報提供することにより、支援の推進に協力をお願いするものでございます。

あと、第11条には、支援を行わないことができる場合、第12条には個人情報

の適切な管理が定められております。

施行につきましては、令和2年7月1日からいたします。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第35号の質疑を終わります。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第35号 明和町犯罪被害者等支援条例の制定を採決いたします。

議案第35号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第36号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第24 議案第36号 明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第36号 明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令及び民法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。
総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） それでは、議案第36号 明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

定例会資料の一番最初のページ、1-5-1を御覧ください。

改正内容の概要をまとめておりますので、こちらでご説明をいたします。

1の改正の理由につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令及び民法の一部改正に伴い、所要の改正をいたします。

2の主な改正内容につきましては、まず、（1）非常勤消防団員及び非常勤水防団員に係る補償基礎額を改正します。表にありますとおり、階級及び勤続年数により補償基礎額が定められておりますが、これを記載のとおり改定をするものでございます。

次に、（2）の消防作業従事者等の補償基礎額の改正につきましては、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を8,800円から8,900円に引き上げます。

次に、（3）の法定利率の改正では、民法の一部改正に基づき、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を「百分の五」から「事故発生日における法定利率」に改正をいたします。

次に（4）の所要の文言整理として、字句等の改正を行います。

3の施行期日等は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用いたします。

なお、1-5-2から1-5-8まではこれらの改正を踏まえた新旧対照表となっておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第36号の質疑を終わります。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第36号 明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を採決いたします。

議案第36号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議事整理のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

30分まで。

(午前 10時 15分)

(午前 10時 30分)

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第37号から議案第41号の一括上程

○議長（北岡 泰） お諮りします。

日程第25 議案第37号から、日程第29 議案第41号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第25 議案第37号 令和2年度明和町一般会計補正予算（第3号）

日程第26 議案第38号 令和2年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算
（第1号）

日程第27 議案第39号 令和2年度明和町国民健康保険特別会計補正予算
（第1号）

日程第28 議案第40号 令和2年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算
（第1号）

日程第29 議案第41号 令和2年度 明和町介護保険特別会計補正予算

(第1号)

を一括上程し、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(世古口 哲哉) ただいま一括上程されました議案第37号から議案第41号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第37号 令和2年度明和町一般会計補正予算(第3号)につきましては、総額7億780万円の追加補正をお願いするものでございます。

歳出の主なものといたしまして、総務費では、企画費で感染症対策自治体ICT推進の導入経費、地域振興費でコミュニティ助成などを追加補正でお願いしています。

民生費では、高齢者福祉費で介護保険特別会計繰出金を、人権対策費では犯罪被害者等支援金、子ども支援対策費で保育所のコロナウイルス対策関連経費などを追加補正でお願いしています。

衛生費では、保健衛生総務費で新型コロナウイルス感染症対策関連経費として消耗品等を追加補正でお願いしています。

農林水産業費は、農業振興費で担い手確保・経営強化支援事業費補助として補助金を、漁港費で施設等修繕料を追加補正でお願いしています。

商工費は、商工業振興費で新型コロナウイルス感染症対策として、商品券事業の負担金や感染症拡大阻止協力金事業負担金などを追加補正でお願いしています。

土木費は、道路新設改良費で国庫補助金の内示に伴う社会資本整備総合交付金事業に係る測量設計委託料、工事請負費等を追加補正でお願いしています。

教育費は、教育委員会費でGIGAスクール構想導入事業として、GIGAスクールサポーター配置業務委託料、情報通信ネットワーク環境整備委託料及び端末機器の購入経費等を、学校管理費で大淀・明星小学校体育館天井改修に伴う設計業務委託料と工事請負費を、学校運営費で国庫補助金の確定に伴う理

科振興備品の購入費を追加補正でお願いしています。

諸支出金では、ふるさと寄附金積立金で令和元年度分のふるさと寄附金を基金へ積み立てるため、追加補正をお願いしております。

歳入につきましては、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、諸収入、町債が主な財源でございます。

次に、議案第38号 令和2年度明和町齋宮跡保存事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、176万2,000円の追加補正をお願いするものでございます。

歳出の主なものといたしまして、齋宮跡等史跡活用支援業務委託の追加補正をお願いしています。

次に、議案第39号 令和2年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、100万円の追加補正をお願いするものでございます。

歳出の主なものといたしまして、保険給付費で追加補正をお願いしています。

次に、議案第40号 令和2年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、総額は変更ございませんが、600万円の財源振替を行うものです。

次に、議案第41号 令和2年度明和町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、総額は変更ございませんが、1,194万6,000円の財源振替を行うものです。

詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎議案第37号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まず、議案第37号につきまして、黄色の表紙、予算に関する説明書の9ページ、歳出、第2款総務費からお願いをいたします。

総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） それでは、9ページ、10ページを御覧いただきたいと思います。

2款・総務費、1項・総務管理費、5目・総合行政システム費で144万9,000円の追加補正をお願いしています。12節・委託料、総合行政システム費、保健福祉センターネットワーク構築業務委託料として44万9,000円の増額で、これは本庁と福祉センターを結ぶ既存のネットワークが故障したため、新たになネットワーク回線を結ぶ業務を委託するものでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策総合行政システム事業、庁舎代替施設ネットワーク構築業務委託料として100万円の増額で、これは職員が新型コロナウイルスに集団感染する事態が生じた場合など庁舎を一時的に閉鎖しなければならない事態になった場合に、総合体育館を代替施設として速やかに機能させる備えをするものとして、本庁と総合体育館をネットワークで結ぶ業務を委託するものでございます。

次に、7目・災害対策費で9万円の追加補正をお願いしています。18節・負担金補助及び交付金、災害対策事業、消火栓用具格納庫設置補助として9万円の増額で、これは自治会から当初の見込みを超える件数の補助申請が出てくる見込みとなったため、追加補正をお願いするものでございます。

○議長（北岡 泰） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 10目・企画費で、新型コロナウイルス感染症対策自治体ICT導入事業として、1,227万1,000円の追加補正をお願いしております。これは、今回のコロナウイルスなどの感染症等が発生した場合でも自治体業務をスムーズに運営できるようテレワーク等の導入などに関する機器やシステム導入を行い、ICTを推進するものです。

12節・委託料で、テレワーク導入に向けた環境整備といたしまして、ネット

ワーク環境整備委託497万4,000円、サーバー保守委託料16万9,000円、合わせて514万3,000円を計上しております。

13節・使用料及び賃借料で、テレワークのシステムサーバー使用料として152万8,000円を計上しております。

17節・備品購入費で、テレワーク用端末購入費430万円と施設用備品として非接触型検温アラームシステム備品、これは来場者の体温などを瞬時に計測して、発熱者を自動で警告表示するものですが、これの130万円、合わせて560万円を計上しております。

○議長（北岡 泰） 生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 9ページ、13目・地域振興費で、1,130万円の補正をお願いしております。

10ページの負担金補助及び交付金では、コミュニティ助成としまして1,130万円を計上しておりますが、これは毎年各自治会等から申請を受け付けております宝くじ助成のコミュニティ助成事業によるものです。

今回の内訳につきましては、相野自治会の集会所の建設に対するもの900万円と齋宮宛自治会の屋外放送設備の230万円への交付が決定されたことから、各該当自治会に助成をするものです。

なお、同額で歳入でも計上しておりますが、そちらは歳入でご説明をさせていただきます。

○議長（北岡 泰） 税務課長。

○税務課長（山口 隆弘） 2項・徴税費、2目・収税対策費で181万5,000円の増額をお願いしております。人事異動に伴い、会計年度任用職員1名が必要となったため、1節・報酬で会計年度任用職員の報酬163万5,000円、3節・職員手当等で会計年度任用職員の期末手当について12万9,000円、8節・旅費で会計年度任用職員の費用弁償、通勤手当について5万1,000円の追加をお願いするものでございます。

○議長（北岡 泰） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 2款・総務費、3項・戸籍住民基本台帳費、

1目・戸籍住民基本台帳費に1,553万2,000円を追加補正をお願いしております。住民基本台帳ネットワークシステム費としまして1,198万4,000円、マイナポイント事業としまして354万8,000円を計上しております。

まず、住宅ローン控除ネットワークシステム費について説明申し上げます。

11節・役務費に20万円を計上しております。これは、マイナンバーカード交付通知に係る郵送料と住民票等のコンビニ交付手数料に係るもので、それぞれ10万円ずつ上げております。マイナンバーカードの交付件数が伸びており、またこれに伴い、コンビニ交付の利用も伸びることが予想されることから、マイナンバーカード交付通知に係る郵送料とコンビニ交付手数料の追加補正をお願いするものでございます。

18節・負担金補助及び交付金に1,178万4,000円を計上しております。これは、マイナンバーカードの交付や管理などを請け負う地方公共団体情報システム機構、通称J-LISと申しますが、J-LISへの負担金に係るもので、令和2年度分の概算負担額が示されましたので、当初の計上額との差額分をお願いするものでございます。なお、この負担金につきましては、全額国の個人番号カード交付補助金の交付対象となります。補助率は100%でございます。

次に、マイナポイント事業について説明申し上げます。

11ページ、12ページでございます。

こちらは、国が行うマイナポイント事業のPRやこれに伴って、マイナンバーカードの交付からマイキーIDの設定までの支援を行うために実施するものでございます。決定額の範囲内で全額国庫補助金の対象となるもので、補助率は100%でございます。

内訳について説明申し上げます。

1節・報酬に209万9,000円を計上しております。これは、マイナンバーカードの交付申請からマイキーIDの設定までの支援を行う会計年度任用職員に係る報酬でございます。

3節・職員手当等に28万円を計上しております。これは、この事業に係る職員の時間外手当14万4,000円と会計年度任用職員の期末手当13万6,000円でございます。

4節・共済費に16万4,000円を計上しております。これは、会計年度任用職員に係る社会保険料でございます。

8節・旅費に3万円を計上しております。これは、会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償でございます。

10節・需用費に93万3,000円を計上しております。これは、啓発や事務に係る消耗品費17万4,000円とチラシなどの印刷製本費75万9,000円でございます。

11節・役務費に4万2,000円を計上しております。これは、新聞への折込広告代でございます。

○議長（北岡 泰） 続いてお願いします。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 次ですね、はい。

3款・民生費、1項・社会福祉費、1目・社会福祉総務費に39万8,000円の追加補正をお願いしております。こちらは、新型コロナウイルス感染対策としまして、児童手当などの現況届の郵送を奨励し、戦没者特別弔慰金などの受付事務を別の広い会場で行うに当たって、必要な経費を計上するものでございます。

10節・需用費に3万8,000円を計上しております。これは、現況届に係る返信用封筒の印刷製本費でございます。

11節・役務費に25万円を計上しております。これは、現況届に係る返信用封筒を使用した際の料金受取人払いの郵送料でございます。

13節・使用料及び賃借料に11万円を計上しております。これは、別会場に窓口を設けて受付業務をするのに当たり、必要となるパソコンの借上料でございます。

○議長（北岡 泰） 続きまして、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 6目・高齢者福祉費、27節・繰出金で、介護

保険特別会計繰出金におきまして1,153万1,000円を計上しております。これは、低所得者の介護保険料の軽減強化に伴う保険料減収分と介護保険システム改修に係る費用のうち、事務費補助分の繰出金の減額分を差し引いた額でございます。これらの分を介護保険特別会計に繰り出すものでございます。

詳細は介護保険特別会計の歳出におきましてご説明申し上げます。

○議長（北岡 泰） 生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 8目・人権対策費で30万円の補正をお願いしております。12ページの負担金補助及び交付金では、犯罪被害者等支援金としまして30万円を計上しております。これは、議案第35号でお認めをいただきました明和町犯罪被害者等支援条例の中で、犯罪被害を受けた方に対する支援金です。その内容といたしましては、30万円が死亡被害者、10万円が傷病被害者、2万5,000円を精神被害者として助成するものですが、科目設定といたしまして30万円を計上いたしました。

○議長（北岡 泰） こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 11ページの3款・民生費、2項・児童福祉費、6目・子ども支援対策費で、390万3,000円の増額をお願いしています。

内訳は12ページになります。

12節・委託料で、放課後児童対策費として計上しております。これは、新型コロナウイルス感染拡大防止により放課後児童クラブの利用自粛に伴う利用料について国から、利用自粛した日数に応じて日割り還付の要請がありました。本来、児童クラブの利用料は1カ月5,000円で固定されており、利用が1日の場合であっても5,000円を徴収するところでございます。しかし、3月から5月にかけての利用日数は10分の1ほどになり、日割り還付した結果、放課後児童クラブの収益が一月130万円の減収となりました。児童クラブの運営におきまして、委託料のめいほう育成会へ補填が必要な状況となりましたので、国・県の補助を受け、委託料の増額を計上しております。

続きまして、11ページに戻っていただきまして、下段、7目・児童保育費で

373万の増額をお願いしております。

内訳は、12ページになります。新型コロナウイルス感染症対策児童保育支援事業としまして、10節・需用費の感染症予防用消耗品としまして203万を計上しております。これは、国から100%の補助を受け、保育環境整備として町内の保育所、幼稚園、こども園で必要となる保健衛生用品、消毒用のアルコールや空気清浄機などの購入に係る費用を1施設50万円計上しております。この消耗品費は、公立の4園で使用するものを計上しております。

14ページの11節・役務費で20万円を計上しております。これは、町内の公立の保育所、幼稚園、こども園につきまして、新型コロナウイルス感染拡大防止により3月から6月において登園自粛により欠席した日数に応じて、保育料、給食費の返金に係る還付決定通知書を保護者へ送るための郵送料を計上しております。

その下段の18節・負担金補助及び交付金で150万円を計上しております。これも先ほど、新型コロナウイルス感染症対策保育環境整備の補助事業による町内の私立のこども園2園と小規模保育所齋宮ベビールーム1園で必要となる保健衛生用品の購入に国から100%の補助を受け、間接補助として1施設50万円を計上しております。

○議長（北岡 泰） 4款・衛生費、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 4款・衛生費、1項・保健衛生費、1目・保健衛生総務費で290万円の追加補正を計上しております。

10節・需用費の消耗品費におきまして、260万円の追加補正をお願いしております。これは、新型コロナウイルス感染症予防対策に関連するマスクや消毒剤等の購入に係る費用でございます。

11節・役務費の郵送料におきまして、30万円の追加補正をお願いしております。これは、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、65歳以上の高齢者にマスクを郵送した際の郵送料でございます。専決処分でいただきました10万円に不足が生じたため、追加補正を行うものでございます。

○議長（北岡 泰） 6款・農林水産業費、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 続きまして、6款・農林水産業費、1項・農業費、3目・農業振興費で1,587万円の補正をお願いさせていただいております。

まず、委託費で9万5,000円の補正をお願いさせていただいております。転作事業の国のシステム改修に伴う電算の改修費でございます。

次に、18節・負担金補助及び交付金で1,577万5,000円の補正をお願いさせていただいております。委員会等でもご説明させていただきましたが、次世代を担う経営感覚に優れた経営体の育成の一環といたしまして、意欲ある農業者の経営発展を促進する農業機械、施設の導入を支援する事業でございます。補助率は2分の1となっております、残りは事業者負担となっております。今回は令和元年度補正予算事業といたしまして、今年1月から2月にかけて募集が行われたもので、2件の農業者が申請をされまして、県と協議を重ねた結果、4月22日、県を通じて内報をいただきましたので、この内報額を今回の補正計上させていただくものでございます。

続きまして、2項・水産業費で140万円の補正をお願いさせていただいております。大淀漁港の施設修繕料でございます。今回、補正140万円を大淀漁港内の側溝に土砂が堆積し、排水機能が著しく阻害されているため、機能回復を図らせていただくものでございます。

内容につきましては、海岸付近ということもあり、浜風が舞った砂が雨水と一緒に側溝に流れ込み、堆積し、人力では撤去が困難となっている状況にあり、また今回、側溝を清掃させていただく場所につきましては、横断部のグレーチング17mございまして、使用により腐食が著しく、再利用ができないため、今回修繕費で計上させていただいております。

続きまして、7款・商工費、1項・商工費、2目・商工振興費で、新型コロナウイルス感染症対策事業につきまして、1億1,034万7,000円の補正をお願いさせていただいております。

まず、第1節・報酬175万円、3節・職員手当で6万4,000円、8節・旅費、

費用弁償で5万1,000円、次のページでございます。県内学生等緊急雇用支援対策事業といたしまして、今回、コロナの影響におきまして内定を取消しされた学生や職を失った方々を主対象に、町の会計年度任用職員として雇用するものでございまして、2名半年間を雇用する予定でございます。

次に、需用費、印刷製本費で74万1,000円を計上しております。商品券送付用の封筒、宛名シール等に係る費用でございます。

次に、通信運搬費で311万6,000円を計上しております。町内全戸に配布する簡易郵便で郵送するための費用でございます。

次に、12節・委託料で13万3,000円をお願いしております。住民基本台帳にデータの聞き取りの費用でございます。

次に、18節・負担金で1億449万2,000円を計上しております。まず、新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金といたしまして、3,000万円を計上しております。これは、県と市町の協調事業として実施するもので、県の緊急事態措置の期間中、少なくとも4月22日から5月6日の間、休業等に協力をしていただいた事業者様に対し一律50万円を支給するもので、県が25万円、市町が25万円を負担する分で、120件分を補正で計上させていただいております。

次に、商品券事業負担金で7,389万2,000円の補正をお願いさせていただいております。連携事業といたしまして、明和町商工会が負担するもので、商品券の額面代、印刷代、換金手数料事務費でございます。まず、事業者は、事業者及び町民の両方の支援を目的といたしまして、今までも委員会等でもご説明させていただいておりますが、全町民に3,000円の商品券を配布させていただくもので、町と商工会の協調事業として行わせていただくもので、金額は500円券6枚3,000円、配布は簡易書留で、使用期間につきましては来年1月までとさせていただきたいと考えております。

次に、商工会補助で60万円の補正をお願いさせていただいております。明和町商工会が開催する新型コロナウイルス対策で現在、国、町、各機関で様々な相談が開催されていますが、どれも非常につながりにくいような状況でござい

ます。これを解消するため、町内の事業者に限った相談会を開催しようとするもので、10回の開催を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 続きまして、斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（松井 友吾） 4目・観光費では、500万円の補正をお願いしたいというふうに考えております。右側、地方創生事業臨時交付金の500万円は、観光需要の低迷や自粛要請により影響を受けました町内宿泊業、飲食事業者への支援対策で、今後国が実施する補助事業に絡めて当該事業を支援いたします。

事業内容は、飲食、土産クーポンや宿泊体験クーポンを発行し、地域経済活性化、V字回復を図りたいというふうに考えております。また、当該交付金にはクーポン発行のための印刷費や換金手数料も含んでおります。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 8款・土木費、建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 8款・土木費、2項・道路橋梁費、3目・道路新設改良費でございます。950万円の増額補正をお願いしております。

内訳といたしまして、社会資本整備総合交付金事業として12節・委託料、測量設計積算業務等の委託料で600万円の増額。

それから、14節・工事請負費で、道路拡幅工事外で1,300万円の増額。

それから、16節・公有財産購入費で、土地購入費で950万円の減額で補正をお願いしております。

交付決定に伴う増額と減額と組替えでございます。

詳しい工事内容につきましては、総務産業常任委員会資料の協議資料の9-2-1から9-2-8を御覧ください。

○議長（北岡 泰） 続きまして、上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） 続きまして、4項・都市計画費、3目・下水道費で、600万円の減額をお願いしております。

その内訳といたしまして、27節・繰出金、公共下水道事業特別会計繰出金の600万円の減額になります。こちらにつきましては、財源振替を行うものとなりますので、詳細につきましては、公共下水道事業特別会計補正予算でご説明をいたします。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 10款・教育費、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 10款・教育費、1項・教育総務費、1目・教育委員会費で1億8,856万8,000円の追加をお願いしております。これは、G I G Aスクール構想導入事業に係る補正でございます。

内訳は、12節・委託料がG I G Aスクールサポーター配置業務委託料で402万5,000円、情報通信ネットワーク環境整備業務委託料で7,122万2,000円の追加です。G I G Aスクールサポーターについては、I C T環境のサポートや使用マニュアルの作成などを行うサポーターを配置いたします。補助対象基準は4校に2人ということで、3人程度を見込んでおります。

ネットワーク環境整備につきましては、高速大容量の通信を可能にするため、Wi-Fiを全教室で使用できるよう無線のアクセスポイントを各教室に設置、また、端末を保管充電するための電源キャビネットの各教室への設置も見込んでおります。

続きまして、18ページになりますが、17節・備品購入費のモバイルルータ等購入が143万円、情報機器購入で1億1,189万1,000円を計上しております。

モバイルルータ購入は、Wi-Fi環境が整っていない家庭に対して、通信機器を貸し出すことによりネット環境を整えることを想定しております。台数は就学援助費受給世帯の児童生徒数分を見込みとして計上しております。

情報機器購入につきましては、児童生徒1人に1台端末、タブレット型のコンピューターを導入します。小中学生の全児童生徒数、これは令和3年度の4月見込み数と教師用として各学級に1台、合わせて1,963台を整備する予定でございます。

続きまして、4目・給食運営費で94万5,000円の追加でございます。21節・補償・補填及び賠償金の補正で、小学校給食費の学校給食補填費としまして75万3,000円、中学校給食費の学校給食補填金として19万2,000円の追加でございます。

新型コロナウイルス感染防止に係る臨時休校により発注キャンセルになった給食用材料に対する補填金で、3月の発注キャンセル分がパンと牛乳と御飯、4月のキャンセル分が牛乳でございます。3月分の補填金につきましては、国が4分の3を補助、4月以降の分につきましては補助はありませんので、町費の負担になります。

続きまして、2項・小学校費、1目・学校管理費で6,156万7,000円の追加でございます。小学校管理費としまして10節・需用費、施設等修繕料で45万円。これは、上御糸小学校キュービクルコンデンサの交換修繕で点検によりコンデンサの老朽化と異音が指摘されたため、コンデンサの交換を行うものです。

それから、12節・委託料は、上御糸小学校P C B含有コンデンサ処分業務委託料が21万7,000円、大淀・明星小学校体育館天井改修工事設計業務委託料が460万円を計上しております。

上御糸小学校のキュービクルコンデンサにつきましては、昭和52年度以前に設置されたものであるため、処分するコンデンサにP C Bが含まれている可能性があり、含まれていた場合はP C B特措法、廃棄物処理法にのっとりた処分が必要になるため、処分費を計上しております。

大淀小・明星小の天井改修については国庫補助が採択されたことにより、大淀小・明星小の体育館のつり天井を撤去し、併せて照明をL E D化するものがございます。これによりまして、明和町の屋内体育施設については、つり天井が全て撤去されることになります。

続きまして、14節・工事請負費の施設維持補修工事外で30万円につきましては、大淀小学校の2階教室の間仕切り工事でございます。特別支援学級が増えたことによりまして、現在の特別支援教室を2つに分けるための工事です。昨

年度末に急遽特別支援学級に担任が配置されることになり、この補正予算での対応となりました。現在、肢体不自由の児童が多目的教室を1人で使用している状況ですが、本工事の実施後は多目的教室を本来の用途に使用できるようになります。

その下、大淀・明星小学校体育館天井改修工事外5,600万円については、先ほどご説明しました設計業務委託料での体育館の天井改修工事でございます。

続きまして、2目・学校運営費で102万円の追加でございます。17節・備品購入費の教材備品等購入ですが、文科省の理科教室設備整備費事業に係る理科振興備品の購入で、本年度は上御糸小・下御糸小が対象となっております。2分の1補助です。

続きまして、3項・中学校費、1目・学校管理費で、50万円をお願いしております。12節・委託料の薬品等廃棄処分業務委託料で、中学校旧校舎解体に伴う薬品類等の処分につきまして、別途専門的な処分が必要なものにつきまして、処分用の追加補正をお願いするものでございます。

5項・社会教育費、3目・公民館費で5万9,000円の追加をお願いしております。11節・役務費、郵送料の補正で、公民館講座の申込者への通知等に係るものです。新型コロナウイルス感染防止のため公民館の休館、また公民館講座の延期を行いました。それらの講座申込者に対する講座の延期通知及び実施の通知等の郵送料を計上させていただいております。

○議長（北岡 泰） 続きまして、斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（松井 友吾） 4目・文化財保存活用費では33万1,000円の補正をお願いしております。

需用費33万1,000円は、東野地内のノハナショウブ群落、群落地内の水を汲み上げるポンプの修繕でございます。当該ポンプは経年劣化が激しくて修理ができない状況でございました。でありますので、取替えの予算をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 12款・諸支出金、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 12款・諸支出金、1項・基金費、1目・ふるさと寄附基金積立金で2億5,347万4,000円の追加補正をお願いしております。

これは、ふるさと寄附制度で寄せられた令和元年度の寄附額の確定により、基金条例に基づき積立てを行うもので、寄附金総額12億1,666万5,959円から令和元年度分で支払った経費を差し引いた額を積み立てるものでございます。

また、令和元年度分として既に積み立てた額も差し引いた2億5,347万4,000円を基金に積み立てるものでございます。

○議長（北岡 泰） 歳出の説明が終わりましたので、続きまして、5ページ、歳入をお願いいたします。

健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 5ページ、6ページを御覧ください。

15款・国庫支出金、1項・国庫支出金、1目・民生費国庫負担金、6節・介護保険国庫負担金に597万3,000円を計上しております。

これは、低所得者の介護保険料の軽減強化に伴い、介護保険料が減収する分について国が負担する分の負担金でございます。補助率は2分の1でございます。

○議長（北岡 泰） 続きまして、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 2項・国庫補助金、1目・総務費国庫補助金、1節・総務費国庫補助金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として1億329万5,000円を計上しております。

○議長（北岡 泰） 続きまして、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 1節・総務費国庫補助金に1,530万9,000円を計上しております。こちらは、マイナポイント事業に対する国庫補助金352万5,000円とJ-LISへの負担金に係る個人番号カード交付補助金1,178万4,000円で、いずれも補助率は100%でございます。

○議長（北岡 泰） こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 2目・民生費国庫補助金、1節・民生費国庫補助金で437万2,000円の増額をお願いしております。

子ども・子育て支援交付金としまして87万2,000円を計上しております。これは歳出のときにご説明しました放課後児童対策費の児童クラブ運営委託料で、4月、5月での児童クラブでの利用に対し、日割り減免措置による補填において補助率3分の1の交付金を計上しております。

また、保育環境改善等事業補助では、350万円を計上しております。これも歳出でご説明いたしました新型コロナウイルス感染症対策児童保育支援事業での保健衛生用品の購入に当たり、1施設50万円の補助率100%の補助金で、公立、私立合わせて7施設分を計上しております。

○議長（北岡 泰） 続きまして、建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 続きまして、4目・土木費国庫補助金、2節・土木費国庫補助金でございます。132万6,000円の増額をお願いしております。

これは、支出で言いました社会資本整備総合交付金事業の交付決定に伴う増額でございます。補助率は50%と55%がございます。

○議長（北岡 泰） 教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 5目・教育費国庫補助金、2節・義務教育費国庫補助金で1億1,169万6,000円の追加をお願いしております。

内訳は、学校臨時休業対策費補助で62万5,000円、これは小中学校の臨時休業に伴う発注キャンセルになった給食用材料に対する補填金に対する補助で、補助率は4分の3です。

理科教育設備整備費補助は41万5,000円で、歳出で説明しました理科振興備品の購入に対する補助で、補助率は2分の1です。

学校施設環境改善交付金2,048万6,000円は、大淀小・明星小の体育館天井改修工事に係るもので、設計業務及び工事費に対する3分の1補助でございます。

その下から4つの補助金は、GIGAスクール構想導入事業に係るものです。

学校情報機器整備費補助5,449万5,000円は、児童生徒1人1台端末のための情報機器購入に対する補助で、学校基本調査の児童生徒数の3分の2に対して1台につき4万5,000円の定額補助です。

学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助3,223万3,000円は、Wi-Fi環境整備及び電源キャビネット設置に対する補助で、補助率は2分の1でございます。

GIGAスクールサポーター配置事業費補助201万2,000円は、サポーター配置に対する2分の1補助でございます。

家庭学習のための通信機器整備支援事業補助143万円は、家庭への貸出し用の通信機器の購入に対する補助で、1台1万円の定額補助でございます。

○議長（北岡 泰） 16款・県支出金、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 16款・県支出金、1項・県負担金、1目・民生費負担金、7節・介護保険県負担金に298万6,000円を計上しております。

これは、低所得者の介護保険料の軽減強化に伴い、介護保険料が減収する分について県が負担する分の負担金でございます。補助率は4分の1でございます。

○議長（北岡 泰） 続きまして、こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 5ページ、16款・県支出金、2項・県補助金、2目・民生費補助金、2節・児童福祉費補助金で87万2,000円を計上しております。

これは、先ほどの民生費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金と同様に、放課後児童クラブの運営費の補填に対しまして、県からの補助率3分の1の交付金を計上しております。

○議長（北岡 泰） 続きまして、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 続きまして、4目・農林水産業費補助金で1,587万円の補正をお願いさせていただいております。先ほど歳出で説明させていただきました直接支払推進事業費9万5,000円、担い手確保・経営強化支援事業費

補助1,577万5,000円。両事業とも100%の補助でございます。

○議長（北岡 泰） 19款・繰入金、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 19款・繰入金、2項・基金繰入金、7目・ふるさと寄附基金繰入金、1節・ふるさと寄附基金繰入金で4,690万円を計上しております。これは、ふるさと寄附基金を各事業に充てさせていただくため、基金を取り崩すものでございます。

内訳といたしましては、道路整備事業に800万円、教育福祉環境整備事業に460万円、新型コロナウイルス感染症対策事業に3,220万円、放課後児童対策事業に210万円となっております。

続いて、9目・一般財政調整基金繰入金、1節・一般財政調整基金繰入金で9,800万円を計上しております。これは、今回のコロナウイルス感染防止対策等の経費の財源として、一般財政調整基金の一部を取り崩すものでございます。

続いて、20款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金、1節・繰越金で2億5,380万1,000円の追加補正をお願いします。これは前年度繰越金でございます。

○議長（北岡 泰） 21款・諸収入、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 21款・諸収入、4項2目の雑入において、また8ページのコミュニティ助成といたしまして、1,130万円を計上しております。これは歳出でもご説明をいたしました相野自治会と斎宮苑自治会に助成するもので、宝くじ助成の決定により歳出と同額となっております。

○議長（北岡 泰） 22款・町債、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 22款・町債、1項・町債、4目・教育債、1節・学校教育施設等整備事業債で3,610万円の追加補正をお願いしております。これは、大淀小学校と明星小学校の体育館天井改修工事に係る起債でございます。

○議長（北岡 泰） 続きますして、議案書の86ページ、第2表、地方債補正をお願いいたします。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 議案書の86ページ、第2表、地方債補正の詳細説明を申し上げます。

起債の目的は、学校教育施設等整備事業債で、限度額は3,610万円でございます。起債の方法、利率、償還方法は御覧のとおりです。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 以上で議案第37号の詳細説明を終わります。

◎議案第38号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第38号の説明を歳入・歳出併せてお願いいたします。

齋宮跡・文化観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（松井 友吾） 齋宮跡保存事業特別会計は、176万2,000円の補正をお願いいたします。

歳出からご説明をいたします。

齋宮跡保存事業特別会計7ページ、8ページをお願いいたします。

1款・総務費、1項・総務管理費、2目・保存活用費の委託料176万2,000円は保存活用費で、齋宮跡等史跡活用支援業務委託料をお願いいたします。

史跡齋宮跡は、今まで様々なハード・ソフト事業を行ってまいりました。今後の齋宮跡の保存活用をより一層進めるため、現在の管理計画の見直しを行い、将来に向けより充実した保存活用計画の策定を考えたいというふうに思います。

現在の管理計画では、管理をするための計画でありますので、保存活用するための計画にしていきたいというふうに思います。将来を見据えた保存活用計画にするためには、史跡内の国有地、いわゆる赤道の調査や各種文献の調査研究を基に、学術的な報告書を作成する必要があります。計画を進める上では

地元の方々や三重県とも連携を図りながら進めていきたいというふうに考えております。

これらの状況を踏まえ、そのための基礎調査や管理計画以外でも歴まちの2期計画の基礎調査や住民部分につきまして、民間事業者に委託をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、その下の4目・歴史的風致維持向上計画推進費でございます。委託料と工事請負費でございますが、その工事請負費の500万円を減額いたしまして、委託料へ振り替えるものでございます。

内訳は、祓戸広場の工事積算や公園設計、東加座散策路の設計業務分を工事請負費の中に含めてしまっていたため、今般、同額の500万円を委託料に振り替えるものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。

すみません、戻りまして、6ページをお願いいたします。

前年度繰越金の176万2,000円は、今般の齋宮跡史跡活用支援事業業務委託など6月補正の歳出分に対し繰越し分を充てるものでございます。

以上でございます。

◎議案第39号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第39号の説明を歳入・歳出併せてお願いいたします。

住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 歳出から説明をさせていただきます。

国民健康保険特別会計の7ページ、8ページを御覧ください。

2款・保険給付費、6項・傷病手当金、1目・傷病手当金に100万円を計上

しております。18節・負担金補助及び交付金に100万円を計上しております。
こちらは、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金でございます。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

4 款・県支出金、1 項・県負担金・補助金、1 目・保険給付費等交付金、2 節・特別調整交付金に100万円を計上しております。こちらは、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金に係る特別調整交付金で、交付率は100%でございます。

◎議案第40号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第40号の説明を歳入・歳出、議案書の96 ページ、第2表、地方債補正も併せてお願いをいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） 公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご報告をいたします。

それでは、歳出から説明をいたします。

公共下水道事業特別会計の7ページ、8ページを御覧ください。

1 款・事業費、1 項・公共下水道事業費、2 目・施設建設事業費で補正額はゼロ円となっておりますが、その他財源から地方債へ600万円の財源振替をお願いいたします。こちらは、企業会計導入業務委託料について、当初、その他財源の一般会計繰入金を見込んでおりましたが、公営企業適用債の対象となりますことから、地方債へ財源の振替を行うものです。

続きまして、歳入でございます。

5 ページ、6 ページを御覧ください。

4 款・繰入金、1 項・繰入金、1 目・一般会計繰入金、1 節の一般会計繰入金を600万円減額し、7 款・町債、1 項・町債、1 目・公共下水道債、1 節の公共下水道債へ組替えをお願いいたします。

続きまして、議案書の96ページを御覧ください。

第2表、地方債補正の変更でございます。

起債の目的は公共下水道債、限度額は、補正前が2億7,230万円、補正後は2億7,430万円でございます。

利率、償還方法につきましては、補正前、補正後とも記載のとおりで変更ございません。

以上でございます。

◎議案第41号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第41号の説明を歳入・歳出を併せてお願いいたします。

健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 介護保険特別会計におきまして詳細説明を申し上げます。

総額に変更はございませんが、1,194万6,000円の財源振替を行いましたので、それについて詳細説明させていただきます。

まず、歳出のほうからご説明させていただきます。

7ページ、8ページを御覧ください。

1 款・総務費、1 項・総務管理費、1 目・一般管理費で、システム改修費につきまして国庫補助の内示を受けましたことによる財源振替でございます。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

5 ページ、6 ページを御覧ください。

1 款・保険料、1 項・介護保険料、1 目・第 1 号被保険者保険料、1 節・現年度分特別徴収保険料に1,126万5,000円の減額を計上しております。これは、低所得者の介護保険料の軽減強化に伴う介護保険料特別徴収における減収分でございます。

次に、2 節・現年度分普通徴収保険料に68万1,000円の減額を計上しております。これは、低所得者の介護保険料の軽減強化に伴う介護保険料普通徴収における減収分でございます。

続きまして、2 款・国庫支出金、2 項・国庫補助金、5 目・介護保険事業費補助金、1 節・介護保険事業費補助金に41万5,000円を計上しております。これは、マイナンバーのデータ連携に係る介護保険システム改修費に対する補助金でございます。国の内示を受け、その分を計上しております。

続きまして、6 款・繰入金、1 項・一般会計繰入金、4 目・事務費繰入金、1 節・事務費繰入金に41万5,000円の減額を計上しております。これは、介護保険システム改修費の町負担分を一般会計から介護保険特別会計に繰り入れるものですが、先ほどご説明申し上げましたとおり、国の補助金の内示を受けましたことから、その分の減額を計上しております。

続きまして、5 目・低所得者保険料軽減繰入金、1 節・現年度分に1,194万6,000円を計上しております。これは、低所得者の介護保険料の軽減強化に伴い、介護保険特別会計の保険料収入が減収する分を一般会計から繰り入れるものでございます。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 以上で、一括上程しました各議案の詳細説明を終わります。

◎明和町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（北岡 泰） 日程第30 明和町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、先般、全員協議会でご協議いただきましたとおり、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

まず、選挙管理委員会委員には、潮田敬郎さん、西口義秋さん、正木亥三夫さん、徳田均さん。

以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方を明和町選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をいたしました潮田敬郎さん、西口義秋さん、正木亥三夫さん、徳田均さん。

以上の方が明和町選挙管理委員会委員に当選されました。

続きまして、明和町選挙管理委員会委員補充員には、下村孝和さん、亀田律子さん、島田町子さん、池田高治さん。

以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方を明和町選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をいたしました下村孝和さん、亀田律子さん、島田町子さん、池田高治さん。

以上の方が明和町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りをいたします。

補充員の順序は、ただいま議長が指名をいたしました順序にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) ご異議なしと認めます。

したがって、補充の順序は、第1位 下村孝和さん、第2位 亀田律子さん、第3位 島田町子さん、第4位 池田高治さんの順序に決定をいたしました。

以上で日程第30 明和町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を終わります。

◎散会の宣告

○議長(北岡 泰) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご協力、誠にありがとうございました。

(午前 11時 25分)
